

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人の亡次女（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日に会社A（以下「会社」という。）に入社し、B所在の会社C支店に配属され、電話による生命保険募集業務に従事していた。

請求人によると、被災者は、平成〇年〇月下旬から体調を崩し、同年〇月〇日、会社に退職を申し出たが、慰留され自宅待機していたところ、同月〇日、E県F市所在のマンションから飛び降り、死亡した。検案により直接死因は「脳挫傷」（自殺）とされた。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 爭 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）作成の意見書によれば、被災者は平成〇年〇月下旬に ICD-10 診断ガイドラインの「F3 気分（感情）障害」を発病したとされている。被災者の症状の経過等に照らし、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人らは、業務による心理的負荷の評価については、同種労働者ではなく、同種労働者の中でその性格傾向が最も脆弱である者を基準とすべきであると主張しているが、当審査会としては、同種の労働者が一般的にどう受け止めるのかという観点から評価するのが妥当であると考えることから、請求人らの主張は採用できない。

(5) 請求人らは、評価期間における「電話連絡先からのガチャ切り等」、「配置転換」及び「NGリストによる電話連絡業務」という3つの業務による出来事について、いずれも心理的負荷は「強」と評価すべきである旨主張しているので、

以下、検討する。

ア 「電話連絡先からのガチャ切り等」について

被災者の電話による生命保険募集業務において、いわゆるガチャ切り等により相手から断られることについては、その個々の出来事は電話営業という業務の性格上、通常予想される事態であり、クレーム等として心理的負荷の評価の対象とすることは妥当ではない。

イ 「配置転換」について

被災者が入社以降、短期間に部署又は直属上司を変更されたことについては、こうした変更は被災者だけでなく新入社員全員が対象となっていたものであり、また、電話による生命保険募集業務という業務内容自体には大きな変更が行われたものではない。したがって、被災者が研修終了後、平成〇年〇月〇日にG事業部Hに配属され、同年〇月〇日同事業部Iに異動し、同年〇月〇日にサブマネージャーがJからKに変更され、同年〇月〇日に同事業部Lに異動したことについては、業務による心理的負荷評価表の「配置転換があった」に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 「NGリストによる電話連絡業務」について

被災者が当初はYリストにより、また、平成〇年〇月下旬からはNGリストにより電話をかけるという業務に従事していたことについては、いずれも過去に断られた既契約者又は元契約者に対して再度電話をかけるという任務であることから、一定の心理的負荷があったことは推認できるところである。この点、請求人らは、特にNGリストにより電話をかける業務は時間外労働時間数を考慮しなくとも「強」に値する心理的負荷であった旨主張するが、同様の業務に従事していた同僚のMは「結局YリストもNGリストも一回お客様に断られているので、実質的には一緒です。」と述べており、特にNGリストにより電話をかける業務が強い心理的負荷をもたらすものであったとは認められない。しかし、当審査会としては、時間外労働時間数の増加が認められたことから、業務による心理的負荷評価表の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当するとして検討した結果、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

なお、上記判断をする際の被災者の時間外労働時間数については、当審査

会においては、休憩時間は1時間であったとみることが妥当であると判断し、さらに、請求人らによるメール送信時刻に基づくべきとの主張については、その送信場所が明らかでないことから採用できないものであると判断する。そして、この算定方法による修正後の被災者の時間外労働時間数は、発病前1か月目（〇月）は57時間1分、同2か月目（〇月）は33時間31分、同3か月目（〇月）は26時間18分であったと判断できるものであり、被災者に精神障害を発病せしめるほどの長時間労働があったとは認められないものである。

(6) 上記（5）のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と「中」であることから、全体評価は「中」と判断する。

したがって、「強」と評価すべき強い心理的負荷を伴う業務による出来事は認められない。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。